

第3回工期WG 補足説明資料

(一社) 全国建設室内工事業協会

常任理事 佐藤善彦

4. 工程が遅れる主な要因

①前工程の遅れ

天候 雨・雪・雷・台風・地震・停電

休日 4週6閉所・8閉所による工程に無理が出てくるケース

正月・お盆・ゴールデンウィーク・祝日による遅れ

躯体工事の遅れ 材料が入ってこない・事故（死亡 重大災害 重篤事故）職人不足

設計ミス・変更

発注ミス 鉄骨の寸法違い 杭工事の寸法違い・本数違い ハイテンションボルトの

発注遅れ

②能力の差

元請の所長・現場監督の力量の差

事前打合せが少ない。工程管理がしっかりとされていない。

乗り込み前に防火扉・サッシ枠取付など工程通りに手配

仕上げの納まりについて聞いても「わからない」との返事

仕事が良く分かっていない 現場経験が少なく図面を理解できていない

まだ入れない段階でも「早く入れ」という

協力会社の職長・職人の力量の差

職長同士の打合せが出来ていない

外国人や新米職人が技量不足で何をしてよいかわからない 言われたことは出来ても、次に何をするのか理解できていない

③コミュニケーション不足

設計者も月に一度しか現場に現れず、打合せが出来ない

元請も設計者の言われたことだけ守って、職人のことを考えない

協力業者も元請に話をせず勝手に仕事をしてしまう

設備電気業者を無視し、自分の都合で仕事をしてしまう

新しい図面が設計者・元請から降りてきていない 古い図面で施工してしまう

④未決定事項

仕上げ材量の色や品番を決めてくれない 決めても廃番色や柄を選んでしまう

メーカーにオーダーしても納期が掛かり過ぎてしまい、施工に間に合わない

設計図の納まりなど平面詳細図や施工図が出来ていない

⑤工事内容の追加・変更

施主により部屋の用途や扉の位置など寸法が変更になる

部屋に入れる機器が大きくて入らない→壁を壊して作り直す

手すりの位置が変更になる→壁を壊して作り直す

照明の位置や個数が増えて点検口を増やす

⑥他業者との取合い

耐火壁などのサッシが遅れて駄目廻りなど多く発生する

開口位置が電気設備業者との取合いで変更となる

カーテンボックスや建具の取付けが遅れてしまう

5. 工程が遅れた場合の対応

①工期の延長

前工程が遅れた分を延長してもらえれば、ほぼ予定通りに仕事は出来るはずであるが、時期によっては職人が集まらない。他の現場の仕事を受けていて難しい。年末・年度末の繁忙期で職人がいない。居ても職人の日当が相当高くなる（一日 30,000 円から 50,000 円）経費が掛かってしまう等の問題もある。

工期が遅れたために当てにしていた職人が他の現場の仕事に行ってしまう、戻って来なくなってしまう。

②施工時間の延長

早出残業によりカバーすることも可能であるが、今後月 45 時間の残業時間上限規制の問題や土日祝日出勤による就業時間が大幅に増加するなどの問題が生ずる。これにより若手の入職者が減少する。

③応援依頼

職人を手配するために大手ゼネコンは全国から応援依頼をして現場に投入するが、この費用（日当・旅費・宿泊代・食費等）を受注金額から差し引くことが多い。

これにより赤字となる。

本来適正工期内に終わる予定で利益が出るものが、赤字となってしまう。よく次の現場で支払うと言われるが、そんなことは先ずない。

元請とは個別に打合せをして精算を行うこととなっているが、中々こちらの要望通りにはならない。

④契約変更

受注金額を増額してもらうことにより、職人が増加した分をカバーしてもらえれば良いが、元請も施主との交渉で追加がもらえなければそれもできない。

精算時、いつも躯体工事業者に支払ってしまって仕上げ工事業者には金がない。金が残っていないと言われる。

追加が貰えなければ「駆け込みホットライン」に駆け込めばと言われるが、今後仕事がもらえなくなることを恐れて、実際には駆け込むことは困難。

6. 将来への提案

①職人不足

外国人労働者の採用 特定1号2号の採用・登用

ロボット開発による生産性の向上 荷揚げロボット 材料間配りロボット

高所作業車上の作業補助ロボットの開発

新工法の開発 プレハブ化 材料・道具の軽量化

建設キャリアアップシステムの普及とカードに見合った工賃の設定

若手職人が将来設計できる年収の明示化

②安全第一作業

安全を軽んじた施工方法や設備、過度な休日出勤や深夜残業を不可とする。

土休を取らせるために金曜日に深夜残業をやらせる。クロス・床工事が最後の仕事となるため徹夜作業をやらせる。労基署が建築確認申請時に工程をチェックして無理な工程について是正・勧告できないか。事故が起きてからでは遅すぎる。

③仕事量の平準化

年末や年度末工事の工程を延長し、4・5月竣工へ

10万人以上の地方公共団体に対して平準化の取り組み実施を働きかけていただいているが、是非民間工事についてもお願いしたい。

突貫工事については、見積金額を上乗せし支払額をアップ。どうしてもやらなければならない工事について復旧復興工事を含めて、見積額を上乗せし支給願いたい。

④元請へのペナルティ制度

適正工期を設定しない元請へのペナルティとして実名公表をして勧告していただきたい。それでも改善されない場合は営業停止処分。SNSでの拡散。

⑤意識改革

働き方改革の意識を発注者、元請、協力業者間で共有してもらいたい。

「品質や性能の高い建物には金が掛かる」との考えを持って欲しい。

元請も仕事が減少してくるとダンピングして仕事を取ってしまう。我々に対しては

仕事が無いよりは、安くてもいいだろうと迫ってくる。

国も土曜日は仕事をしないなど法律で定めない限り、完全週休二日制の実現は難しい。

今の若者は生まれた時から学校は土休であり、なぜ土曜日に働かなくてはならないのと言われる。土休が当たり前の感覚になっている。

以上